

議案第41号

逗子市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

逗子市いじめ問題再調査委員会条例を次のように制定する。

令和3年9月6日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市いじめ問題再調査委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項の調査を行うため、逗子市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の調査の結果について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 再調査委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 再調査委員会の委員は、法律、医療、心理、福祉、教育又は人権について知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、再調査委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

(委員長等)

第5条 再調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 再調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 再調査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 再調査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 再調査委員会の庶務は、市民協働課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、再調査委員会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 再調査委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(準備行為)

3 委員の委嘱のための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中第60号を第61号とし、第59号の次に次の1号を加える。

(60) いじめ問題再調査委員会委員

第2条第1項中「第59号」を「第60号」に改め、同条第2項中「前条第60号」を「前

条第61号」に改める。

別表第1中「

いじめ問題調査委員会委員	日額 20,000円
--------------	------------

」を「

いじめ問題調査委員会委員	日額 20,000円
いじめ問題再調査委員会委員	日額 20,000円

」に改める。

(提案理由)

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づく逗子市いじめ防止基本方針の策定に当たり、制定の要あるため提案する。